

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和 6 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和6年度 羽曳野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度羽曳野市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,267千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,775,556千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日 専決

羽曳野市長 山入端 創

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰入金	1,360,521	120,000	1,480,521
	2 基金繰入金	31,331	120,000	151,331
10	諸収入	207,509	△180,267	27,242
	3 雑入	204,361	△180,267	24,094
歳 入 合 計		12,835,823	△60,267	12,775,556

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	予備費	128,774	△60,267	68,507
	1 予備費	128,774	△60,267	68,507
歳 出 合 計		12,835,823	△60,267	12,775,556

1 総括
(歳入)

- 8 -

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

8 款 繰入金

120,000千円

2 項 基金繰入金

120,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 31,331	千円 120,000	千円 151,331
計	31,331	120,000	151,331

10 款 諸収入

△180,267千円

3 項 雑入

△180,267千円

9 雑入	180,295	△180,267	28
計	204,361	△180,267	24,094

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	千円 120,000	財政調整基金繰入金 千円 120,000

1 雑入	△180,267	雑入 △180,267

3 歳 出

1 1 款 予備費

△60,267千円

1 項 予備費

△60,267千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 128,774	千円 △60,267	千円 68,507	千円	千円	千円	千円 △60,267
計	128,774	△60,267	68,507	0	0	0	△60,267

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円